

daily コラム

2022年3月8日(火)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

NISAの現状とおさらい

NISAは浸透したのか

NISAとは、株式・投資信託等の配当・譲渡益等が非課税対象となる個人投資家のための税制優遇制度です。3種類あり、金融庁発表の2021年6月末の各制度の利用状況は、

(一般の) NISA : 約 1237 万口座

つみたて NISA : 約 417 万口座

ジュニア NISA : 約 57 万口座

となっています。

まだつみたて NISA がなかった制度開始時の 2014 年 3 月末時点のデータでは、NISA 総口座数は 492 万となっているため、7 年間で約 3.5 倍の利用口座増となっています。

「家計の安定的な資産形成の支援」と「成長資金の供給」を目的とした NISA 制度は、徐々に定着してきているようです。

NISAの特徴をおさらい

NISAの特徴は

1. 投資で得た利益が非課税になる
2. 毎年の購入上限枠がある(一般 120 万円、つみたて 40 万円)
3. 非課税期間は一般 5 年間、つみたて 20 年間

というところです。通常株式等の売却益が出た場合、所得税や住民税がかかりますが、

NISA で出た利益に関しては非課税となるのでお得です。一方、損が出てしまった場合は、他の口座との損益通算や損失の繰越しができないデメリットも存在します。

非課税期間が終わる際の選択肢

一般の NISA 口座の場合、非課税期間 5 年が終了した場合、以下の選択が可能です。

1. 非課税期間終了までに売却
2. 翌年の非課税投資枠に移管
3. 他の課税される口座に移管

非課税期間終了までに売却すればその利益は非課税です。翌年の投資枠に移管する場合の上限がないため、前述した「購入上限枠」を超えての持ち越しが可能です。その年の新規投資枠は 0 円ということになります。他の課税される口座に移管した場合は、その移管時の価格が取得価格となるため、非課税期間に値上がりした価格差はきちんと非課税扱いとなります。

なお、2024 年 1 月から、新 NISA 制度が始まりますが、現状の NISA を行っている方は一部銘柄を除き「翌年の非課税投資枠に移管」が継続して行えます。



ジュニア NISA は 2023 年末で終了しますが、非課税期間が終了しても、20 歳まで非課税で保有を継続可能です。